

静岡県国土利用計画（第五次）骨子（案）の概要

利用区分別の県土利用の基本方向

- **農地**
 - ・農産物の安定供給に不可欠な優良農地の確保と、農地の持つ多面的機能の持続的な発揮
 - ・効率的な農業生産や担い手農家の確保を行うため、農地の大区画化等による農地の集積・集約化
 - ・担い手に集中する水路等の農業用施設の管理を地域で支える活動の促進
- **森林**
 - ・森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、森林の適正な整備・保全を推進
 - ・県産材の利用拡大等を通じて本格的な利用期を迎えた森林資源の循環利用の促進
 - ・多様な主体の参画による荒廃森林の再生や、都市及びその周辺の森林は、緑地として積極的に保全
- **原野等**
 - ・貴重な自然環境を形成しているものは、生態系や景観の維持の観点から保全
 - ・その他の原野や採草放牧地は、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しながら適正に利用
- **水面・河川・水路**
 - ・地域の安全性を向上するための河川等の整備用地の確保と施設の適切な維持管理・更新
 - ・安定した用水供給のための水利施設等の整備用地の確保と適切な維持管理・更新
- **道路**
 - ・交流拡大や多重性、代替性の確保等を図る高規格幹線道路、一般道路等に必要な用地の確保・整備と適切な維持管理
 - ・農林業の生産性向上等を図る農道網や林道網等に必要な用地の確保・整備と適切な維持管理
 - ・道路の整備に当たっては、自然環境の保全、良好な景観の創出・保全に配慮
- **住宅地**
 - ・自然と生活が調和する「豊かな暮らし空間」の形成に必要な新たな用地の確保
 - ・耐震・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上
 - ・空き地・空き家や既存住宅ストックの有効活用によるゆとりある住環境の創出
- **工業用地**
 - ・自然環境・景観への配慮や農林業的土地利用との調整を図りながら、必要な工業用地を確保
 - ・工場跡地や低・未利用地の有効利用
- **その他宅地**
 - ・土地利用の高度化、都市機能の集約化に配慮した事務所・店舗等に必要な用地の確保
 - ・大規模集客施設は、都市構造や地域景観への広域的な影響を十分に把握した上で適切な立地を検討
- **その他**
 - ・公用・公共用施設は、県民生活上のニーズを踏まえ、防災上の必要性や環境保全に配慮して必要な用地の確保
 - ・低・未利用地は、居住・事業用地としての再利用や防災用地、オープンスペースなどの活用を促進
 - ・耕作放棄地は、農地として再生を図るとともに、再生困難なものは、農地以外への転換等による有効利用を促進

第2章 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標 (単位:km²)

	平成16年 (基準年)	平成26年		乖離状況 (実績と目標)
		目標値	実績値	
1 農用地	759	706	706	0
農地	756	704	704	0
採草放牧地	3	2	2	0
2 森林	5,016	4,977	4,975	-2
3 原野	43	37	37	0
4 水面・河川・水路	298	300	300	0
5 道路	330	361	355	-6
6 宅地	607	617	627	+10
住宅地	344	354	369	+15
工業用地	64	67	64	-3
その他宅地 (事務所・店舗等)	199	196	194	-2
7 その他 (公共用施設・耕作放棄地・工場跡地等)	727	783	779	-4
合計	7,780	7,781	7,779	-2
人口集中地区	416			

(静岡県国土利用計画（第四次）の点検について)

- 全体的に概ね目標値どおりに推移。
- 住宅地は世帯数の増加等により目標値を上回っているが、近年その伸びは鈍化している。
- 工業用地はリーマンショック（H20.9）や東日本大震災（H23.3）の影響により目標値を下回っているが、近年回復の兆しが見られる。

地域別の概要

地域名	概ねの地域エリア
伊豆半島地域 (7市6町)	沼津市、熱海市、三島市、伊東市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町
東部地域 (6市4町)	沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、函南町、清水町、長泉町、小山町
中部地域(1市)	静岡市
志太榛原・中東遠地域 (9市3町)	島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、御前崎市、菊川市、牧之原市、吉田町、川根本町、森町
西部地域(2市)	浜松市、湖西市

※「伊豆半島グランドデザイン」（平成25年4月）の策定など、近年の新たな動きを踏まえ、沼津市、三島市及び函南町は、伊豆半島地域と東部地域に重複している。

第3章 第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

必要な措置の概要

1 県土利用の措置

- (1) 総合的かつ計画的な県土利用
 - ・沿岸・都市部の再生、内陸・高台部の革新、地域連携軸の形成を三位一体で展開し、県内全域の均衡ある発展を推進
 - ・土地利用関連法制度等の適切な運用、土地の有効利用の促進、土地利用転換の適正化
- (2) 日本一の「安全・安心」の実現
 - ・既存の防災林、砂丘等の嵩上げ・補強等により安全度の向上を図る「静岡モデル」と「森の防潮堤づくり」との連携による津波対策の推進や人工盛土による津波避難マウント（命山）等の整備
- (3) 将来に向けた持続的成長の確保
 - ・多極的な産業構造の構築に向けた成長産業の集積や生活と自然が調和したゆとりある居住空間を創出する用地の確保
- (4) 憧れを呼ぶ美しく品格のある県土の形成
 - ・世界遺産「富士山」や世界農業遺産「静岡の茶草場農法」等の後世への継承と、地域の歴史や文化に根ざした良好な景観の形成・保全

2 地域別の措置

- (1) 伊豆半島地域
- (2) 東部地域
- (3) 中部地域
- (4) 志太榛原・中東遠地域
- (5) 西部地域